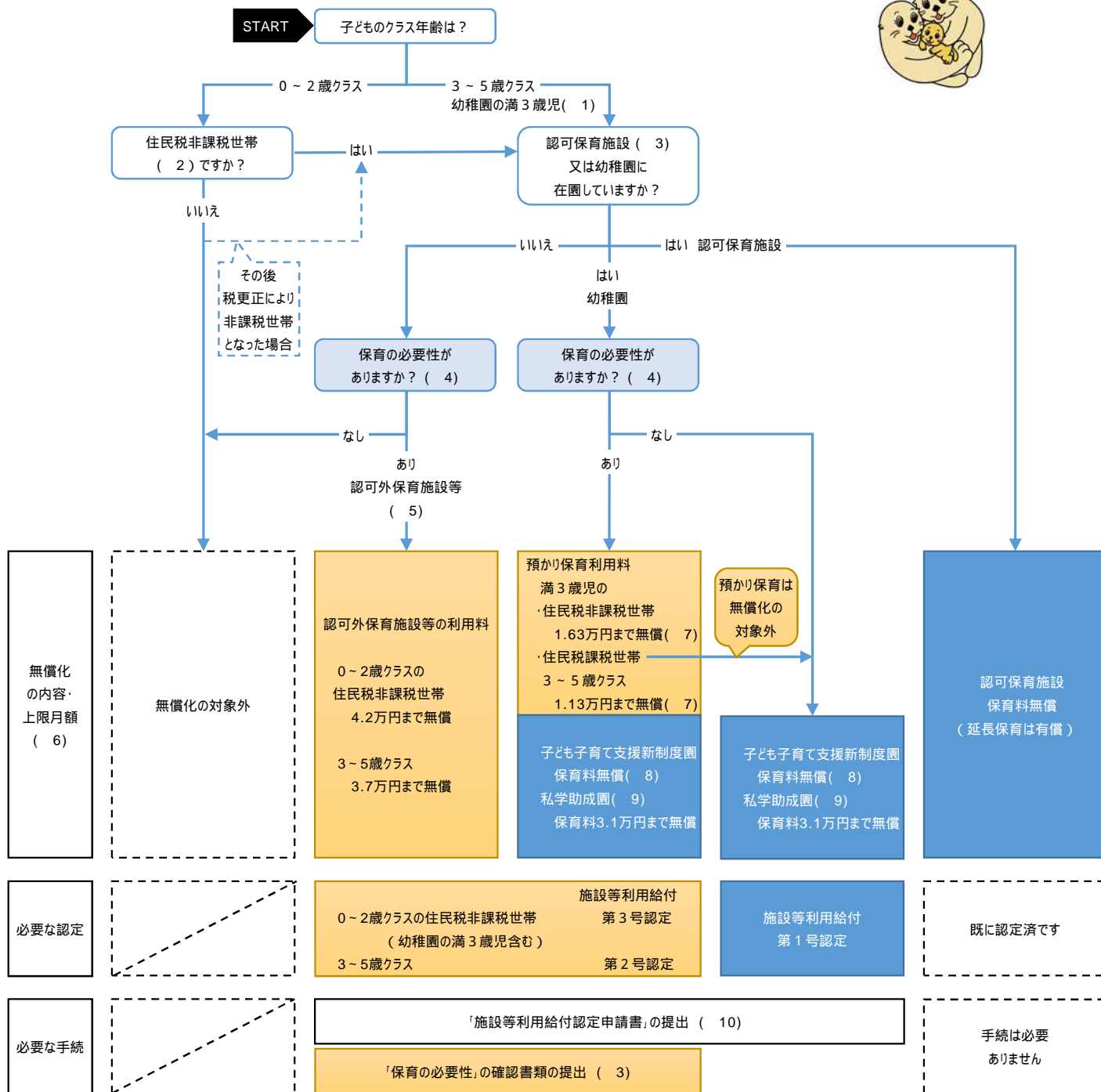


# 幼児教育・保育の無償化 認定フローチャート



- 3歳の誕生日を迎えた後、次の3月31日までの間にあるお子さんを指します。
- 住民税非課税世帯には、生活保護法による被保護世帯、保護者が親親である世帯、未婚のひとり親世帯のうち「寡婦(夫)控除のみなし適用」した場合に住民税が課されないこととなる世帯を含みます。
- 認可保育施設とは、認可保育園、認定こども園の保育園部分(2・3号認定)、小規模保育、および認可外を除く(事業所内保育、家庭的保育事業、居宅訪問型保育等)をいいます。
- 「保育の必要性がある」とは、保護者のいずれもが、就労(月48時間以上)、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護、求職活動、就学・技能習得等、災害復旧等で、家庭でお子さんを保育出来ないことをいいます。「保育の必要性」の認定のため、確認書類の提出が必要になります。詳細については「施設等利用給付認定申請書」の裏面をご参照ください。求職活動する予定のない方は対象外ですが、既に認可保育施設等を申込済みで、「求職活動」の認定を受けていなければ対象です。求職活動中で認定切れとなる場合、改めて要件確認書類の提出が必要です。
- 認可外保育施設等とは、国の基準を満たして運営している認可外保育施設(ベビーシッターを含む)、認証保育所、保育ママ事業(江戸川区)、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業(送迎のみの利用は対象外)をいいます。
- 施設に支払った利用料について、後日、上限額の範囲内で区から利用者に給付します(幼稚園等一部施設を除く)。具体的な請求方法などはあらためてお知らせいたします。
- 記載の額は、在園する幼稚園が「預かり保育を実施していない」場合は、認可外保育施設等の利用料の上限額、「教育時間を含む平日の預かり保育の実施が8時間未満または年間日数200日未満」の場合は、預かり保育の利用料と認可外保育施設等の利用料の合計の上限額となります。どのケースに該当するかは在園している幼稚園へご確認ください。
- 教育内容充実のため、幼稚園が独自に費用を徴収する場合があります。
- 子ども子育て支援新制度園または私学助成園のどちらに該当するか分からない場合は、通園している幼稚園にご確認ください。なお、子ども子育て支援新制度園には、認定こども園の教育部分(1号認定)を含みます。
- 認可保育施設の申込時に保育の必要性の認定を受けている場合も、あらためて施設等利用給付認定申請書の提出をお願いします。認可保育施設の申込をしていない場合、「保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書」の提出を求められることがあります。